

豊井小学校いじめ防止基本方針 令和7年3月改定

はじめに

本校では、学校教育目標や校訓「やさしい子 考える子 つよい子」に基づく学校づくりを推進している。少人数教育の特色を生かし、同学年だけでなく、異学年や地域の方との交流を行う中で、自らのよさや友達のよさに気付き、お互いのよさを認め合うことができる子どもの育成を目指している。しかしながら、学校は集団生活の場であるため、見えないうちでいじめが発生している場合もある。そのため、本校は、いじめが常に起こり得るものとして危機感をもつとともに、未然防止対策に取り組んでいる。

いじめは、被害児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に危険を生じさせるおそれがあるものである。このことから、いじめは法律で禁止（いじめ防止対策推進法第4条）されている。本校においても「いじめは絶対に許されない」という確固とした気風の確立を目指すとともに、いじめを防止し、いじめが発生したときには迅速かつ的確な対応を図り、児童の尊厳を保持するために本方針を策定する。

1 いじめの定義

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
--

(2) いじめに対する基本的な捉え方

- ① 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って捉えるものとする。
- ② いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努めるものとする。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ③ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブなど、児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。

- ⑤ インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導などについて適切に対応する。
- ⑥ いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、加害児童が好意で行ったことが、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、加害児童に悪意はなかったことを十分に加味したうえで対応する。
- ⑦ いじめの中には、犯罪行為に相当し得ると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、校長は、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることとする。

(3) 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる など

2 「いじめ対策委員会」の設置

(1) 組織の位置づけ

いじめ防止対策推進法第22条に基づくものとする。

(2) 構成員

- ① 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、担任、(SC) 校内コーディネーター
- ② 必要に応じて、教育委員会、SC (スクールカウンセラー)、SSW (スクールソーシャルワーカー)、教育相談員、少年安全サポーターなど

(3) 協議の開催

① 定例会

職員会議や職員連絡会などにおいて、生活アンケート調査(3(1)②項参照)の結果報告および一週間の児童の状況についての情報交換や情報共有を行い、いじめの未然防止および早期発見に努める。また、いじめ防止対策推進法や市の対策、本校の「いじめ防止基本方針」について確認したり、市の方針に則った本校の「いじめ防止基本方針」の見直しなどについて協議したりする。

② 臨時会

いじめ発生確認の初期対応事案などについて、生徒指導主任を中心とした構成メンバーにより対応を協議し、対策を実行する。

3 いじめの防止等の取組

(1) 早期発見・早期対応

子どもに関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く、広く保つ。あわせて、学校は毎週の生活アンケート・学期ごとの振り返りチェック調査や教育相談の実施などにより、児童がいじめについて相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む。

- ① S C、教育相談担当教員、養護教諭を中心に教育相談体制の充実を図る。
- ② 児童理解の会、生活アンケート（毎週）、学校評価などで児童理解を図る。
- ③ 授業や日記での人間関係づくりに努める。
- ④ 児童とふれあう機会を増やし、信頼関係を築くとともに行動を観察する。
- ⑤ 不登校傾向の児童への早期対応や情報の共有を図る。
- ⑥ 各家庭や学校運営協議会、P T A、下松市教育委員会との連携を図る。

(2) 未然防止対策

① 心の教育

相手を思いやる心やいじめを見過ごさない正義感など、正しい道德観や高い人権意識を、道德の授業を中核として教育活動全体を通じて育成する。また、人の話を最後まで聴く態度や適切な言葉遣いを指導し、温かい言語環境づくりに努める。

② 居場所づくり

日々の授業や委員会活動、係活動をととして、自他を大切にする温かい心と行動力を育む。また、校外行事やスポーツフェスタ、縦割り班遊び、ふれあいタイムなどをととして、児童同士の信頼関係をつくり、児童の居場所（学級など）を安全・安心なものとする。

4 いじめ発生時の対応

いじめの疑いに係る情報や行為の確認があったときには、緊急のいじめ対策委員会を招集し、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

また、必要に応じて、関係機関・専門機関と連携して取り組む。特に被害児童を守り通すことを保障し、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の上、毅然とした態度で指導する。

5 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性などから、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、長期の期間を設定するものとする。教職員などは、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談などにより確認する。

6 重大事態への対処

いじめにより重大事態が発生したといじめ対策委員会が認めた場合、または、児童・保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合には、校長は、下松警察署生活安全課に連絡するとともに、下松市教育委員会学校教育課に報告する。そして、いじめ防止対策推進法第28条に基づいて、学校の設置者である市及び市教育委員会の指導のもとで調査委員会を設け、必要な対策を講ずるものとする。

重大事態とは以下のことを想定したものとする。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・年間30日を目安として、一定期間、連続して欠席している場合

7 いじめ対策の検証

学校評価において、いじめに対する取組の評価項目（「友達と仲良く協力して活動」など）を設定し、教員、保護者、児童による評価を年2回実施する。その評価結果及び取組状況を学校運営協議会にて報告し、指導助言を得て、次年度の改善に取り組む。